『われわれがGPLに従わないと

いけないと思っているのか?』と言われたなら

2017年9月2日(土) OSSライセンス姉崎相談所 姉崎章博

オープンソースの「今」を伝える オープンソースカンファレンス 2017 Chiba

昨年9月 ZDNet Japanの記事

トーバルズ氏がLinuxと GPLについて真に思うこと

https://japan.zdnet.com/article/35088299/

に、よると

開発者は、こういうことを言われてきたらしい

https://japan.zdnet.com/article/35088299/3/

Linuxに対して業界の大手企業と中小企業の双方が 意図的にGPLを侵害し、準拠を拒否し、正面切って

『われわれがGPLに従わないと いけないと思っているのか?

オーケー、では訴えてみたらいい。

そうでなければ従うものか』と

この事態を、こう考えた人たちがいた - SFC

Software Freedom Conservancy

われわれには2つの選択肢がある。

GPLを捨て去るか、

裁判所命令を勝ち取って強制するか

のいずれかだこれが

GPL Enforcementの命題のきっかけの模様

GPL Enforcementとは

- "enforceable" (執行可能性) とは、GPL の違反者に対し、GPL の定める義務の履行を強制できるかということである。 IPA 「GPLv3逐次解説」P146
- GPLに上記のような効力(enforceability)が認められるか否かは、海外での議論を受けて、わが国でも議論されている。 同上
- 英米法における「property」概念のない日本においてOSSの強制力の根拠をどこに求めるのかという
 10年前の議論 O弁護士の7:52 2016年9月2日ツィート

2009年12月14日 14社をGPL違反で提訴

http://japan.cnet.com/news/biz/20405353/

- 1. BestBuy's Blu-ray DiscPlayer
- http://sourceforge.jp/magazine/10/08/05/1045202

2. Samsung's LCD HDTV's

多月3日,欠席裁判で

3. Westinghouse's LCD HDTV

- 販売停止命令
- 4. JVC's LCD HDTV and IP Network Camera
- +9万ドルの損害賠償金
- 5. Western Digital's WD TV HD Media Player
- + 4万7千ドルの訴訟費用約

- 6. Bosch's Security System DVR
- 7. Phoebe Micro's wireless routers and IP Motion Wireless Camera
- 8. Humax's HD HDTV DVR

- 製品を作り直すのに半年や1年掛かり
- 9. Comtrend's bonded modems
- その間の出荷停止の損害額が妥当額
- 10.Dobbs-Stanford's digital media player
- 11.Versa Tech's weatherproof dual radio outdoor wireless access point
- 12.ZyXEL's 4 Port Router
- 13.Astak's security camera system with DVR and security system DVR devices
- **14.GCI**'s digital music controller

http://sfconservancy.org/news/2010/aug/03/busybox-gpl/

日本の弁護士らは、契約だから強制力があると

- 微妙な表現で解説している
- O₂弁護士
 GPLは使用許諾契約であると<u>考えざるを得ない</u>であろう
- H教授
 GPL全体を著作権ライセンス契約の一類型として
 整理することが可能となる
- せきにより
 日本においてOSSの強制力の根拠をどこに求めるのかという問題を提示して10年前に議論している…と

こういうGPLを訴訟で強制する動きに対して…

SFCが、BusyBoxに関する訴訟で勝利した。

「それはSFCの輝かしい瞬間かもしれませんが、

BusyBoxのための輝かしい瞬間ではなかった。」
ToyBox Linus Torvalds

Please **stop**.

And don't use Linux as a tool in your "community work".

https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003749.html

The people who have destroyed projects have been lawyers that claimed to be out to "save" those projects.

プロジェクトを破壊した人々は、

それらのプロジェクトを「救済しよう」

主張した弁護士であった。

Linux開発 プロジェク トでの認識 だから、SFCが、独VMware訴訟を

LinuxConのテーマを挙げた代わりに、Linus(は

弁護士たち:

オープン性にとっての害毒、そして

コミュニティーにとっての害毒、

プロジェクトにとっての害毒

というテーマを提案。

Lawyers: poisonous to openness, poisonous to community, poisonous to projects

日本のある弁護士の反応・・・

「GPLを語る弁護士に著作権法の専門家はいない」とか

「弁護士は書悪でしかない」という意見は

Linuxコミュニティを引っ張っている人たちからは 幾度となく聞かされた。

なんでこのようなすれ違いが生じてしまったのだろう。

プロジェクトを救済するつもりで、

プロジェクトを破壊していたとの自覚が無い模様。

さて、GPLは契約ではない、ですよね。

- GPLv3以前の2001年に<u>モグレン先生</u>は言っていた
 - Licenses are not contracts:
 - ライセンスsは契約ではない
- 2006年、R.M.ストールマン氏も言った
 - ほとんどのフリーソフトウェアライセンスは **著作権法に基づいている**。それには二つの正当な理由がある。
 - 著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、非常に均質である。
 - 複製を渡す際にいちいちサインなんてうんざりする。

契約でなければ何か? モグレン先生の回答

ライセンスは、一方的な許諾であり、

(契約などの)債務などではない

a licence is a unilateral permission, not an obligation,

Transcript of Eben Moglen at the 3nd international GPLv3 conference; 22nd June 2006



https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html での回答。

ユスティニアヌス法典の法学提要(AD213)からでも1800年以上この意味

そもそも、「ライセンス」とは

ラテン語で許可もしくは同意といった意味を表す

"licentia"という言葉が起源とされる。

17世紀後半には英国の判決で、なんら

財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、

ライセンスが行わなければ違法になる行為を

合法にすることであるとの定義が現れる。

金子宏直. (2007). Section 1 ライセンス概論. 著: 椙山敬士・高林龍・小川憲久・平嶋竜太(編), ビジネス法務大系 I ライセンス契約 (ページ: 1-28). 日本評論社.

「GPL は**契約**として成立しているのか」などと議論しているから

日本の企業にまで、害毒

貴社及びキャリア様経由でバイナリが頒布され、

バイナリ入手者がソースコードを入手しようとしたとき、

現在ではソースコードが入手できません。

このような状況は、GPLv2のライセンスと照らし合わせて問題は無いのでしょうか?

問題ない場合は、GPLv2ライセンスのどの条項を元に公開が遅れても良いとしているのか お教え願います。



「条件を満たしていない(つまり、著作権侵害)」という指摘を受けても

社内対応を急いでおり

順次 アップデート版GPLソースを公開させて頂きますので、 今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。

尚、具体的なリリース日に関しては、次週後半よりアナウンスさせて頂きます。

ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。

「義務は粛々と遵守しています」という、既に著作権侵害を犯して いるという自覚の無いと思われる対応をしてしまう。

工面を急いでおり、 しばらくお待ちください。 (払えば文句無いんでしょ) と開き直ったかのような対応

お金は?支払わないで持ち出すと

万引きだよ、と指摘しても

ライセンス

ライセンス契約

「ライセンス」を「ライセンス契約」と解説すると 著作権侵害状態を招く

製品出荷(頒布)

ライセンス(許諾)の「**条件**」と 正しく解すれば

出荷**前**に、ソース開示する。 製品にソース添付、または、 提供する旨の申し出を添付 条件を満た した状態

<u>時間軸</u>

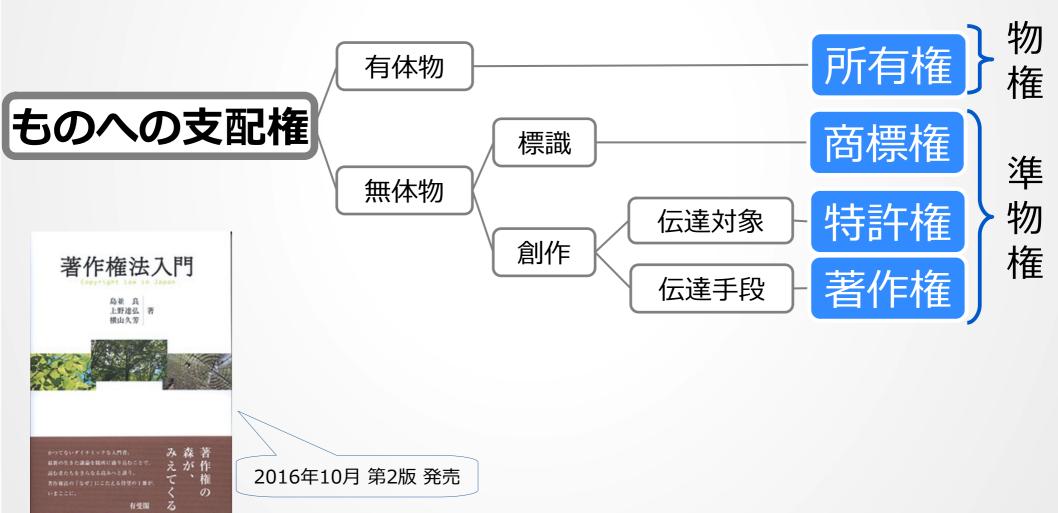
ライセンス契約の「**義務(債務)**」と 誤解すれば

出荷**後**に、ソースを提供できるように準備すればよいと考える

条件を満た さない著作権 侵害状態

著作権も「ものへの支配権」の一つ だから

- 著作権法入門、有斐閣、2009、P8
 - 島並良 (神戸大学教授), 上野達弘 (立教大学准教授), 横山久芳 (学習院大学教授)/著



他人の権利を無断で行使すると、権利侵害

他人の権利	所有権	著作権
他人の権利の行使	商品の持ち出し	GPL著作物の頒布(複製)
行使が許される条件1	現金支払い	ソースの添付
行使が許される条件2	約束 (ツケ、カード支払い)	ソース提供する旨の 申し出の添付
条件を満たさず行使	窃盗(万引き)	著作権侵害(GPL違反)

刑法 第二三五条 **十年以下の懲役** 又は**五十万円以下の罰金**に処する 著作権法 第百十九条 <u>十年以下の</u> <u>懲役</u>若しくは<u>千万円以下の罰金</u>に 処し、又はこれを併科する

著作権法 第百二十四条 法人…**三億円以下の罰金刑**

っまり、モグレン先生の「GPLは執行可能」の意味は

GPLの条件を満たさずに、著作権行使すれば、

(日本なら)三億円以下の罰金刑の犯罪だから

契約違反の民事ではなく、刑事

契約により「ソース開示させられる」のではなく、

「ソース開示しなければ犯罪」という強制力

私の結論

だから、著作権法の専門家なら

『われわれがGPLに従わないといけないと

思っているのか?』と言われたなら

「従わないといけないのは、GPLではなく、

著作権法である」

三億円以下

の罰金刑

「GPLの許諾なくば、再頒布は

著作権法違反の犯罪である」と返せば良い

と、なぜ、助言してあげないのだろう?

GPLv2 第5条にも紹介されているのに…

5. あなたはこの許諾書を受諾する必要は無い。 というのは、あなたはこれに署名していないからである。しかし、 この許諾書以外にあなたに対して

『プログラム』やその派生物を改変または

頒布する許可を与えるものは存在しない。

これらの行為は、あなたがこの許諾書を

受け入れない限り法によって禁じられている。

GPLを語る弁護士に著作権法の専門家はいない

としか私には思えなかった。

10年前から、「GPLは契約」と議論して

一方の当事者であるGNUの意図を無視し

※そもそも契約と思っていない人と、どうやって合意できるのだろう

義務と解した企業に著作権侵害を犯させる

そういう**害毒**を流し続け、

いまだに、間違いを自覚しない

クリエイターが知っておくべき権利や法律を教わって

きました。著作権のことをきちんと知りたい人のための本



著作権のことを きちんと知りたい 人のための本

インプレス

鷹野凌著/福井健策監修 インプレス http://e-hon.tameshiyo.me/9784844337973

立読みの16枚(30ページ)だけでも、良い感じです

■P13 もちろん、何でもかんでも弁護士や 弁理士に相談しなさいとは言いません。 忙しいのは仕事冥利に尽きますけど、

自分で自分の身を守るには、ある程度の知識が必要です

■P14 同上

『文化の発展に寄与』するのが目的ですから、 権利ばかり強くなって『公正な利用』の 妨げになってしまっては困りますからね

「窓の杜」のコラムで無料で読むこともできます

http://forest.watch.impress.co.jp/category/other/column/copyright/

OSSライセンス姉崎相談所

http://www.osslicense.jp/

で資料公開します。

今回のような話の他、

こんなマンガ⇒

で著作権やOSSライセンスの理解の助けになる情報をご提供してい

ます。









おわり